

番号	意見(平成27年6月26日)	実施状況(平成29年6月15日現在) 国土交通省	実施状況(平成29年6月現在) 消費者庁	確認事項(平成29年8月25日) (消費者安全調査委員会)
柱書	<p>エスカレーターは、子供や高齢者も含め年齢・身体条件等が異なる人々が様々な態様で利用する商業施設や複合ビルなどの日常の生活空間に多く設置されている。このような環境下では、利用者がハンドレールに不意に接触することや、エスカレーター側面から転落し、重篤な事態に至る可能性がある。また、通路空間に設置されているニュアル部には、エスカレーターの利用者に限らず、施設を利用しているあらゆる人に接触する可能性がある。エスカレーターは動力を持つ機械であることから、まずは機械安全の考え方に従って、エスカレーターの設置環境や周辺環境を踏まえた様々な人の行動を想定し、事故の発生をより広くかつ確実に予防する適切な安全対策を講じることが必要である。</p> <p>他方で、エスカレーターは、その構造上、安全対策の整備後にも一定のリスクが残留する。したがって、事故の発生を防止するためには、利用者自らもリスクを認識し利用することが重要である。これらのことを踏まえ、国土交通省及び消費者庁は、エスカレーターの安全性を高めるための施策を進めるべきである。</p>			
1 国土交通大臣への意見				
NO.1	<p>(1)制度面の見直し</p> <p>① エスカレーター側面からの転落防止対策について</p> <p>・エスカレーター側面からの転落を防止するため、高所に設置されるなど転落事故が発生した場合に重大な事故に至る可能性が高いエスカレーターについて、国土交通省は、施設ごとの設置環境に応じたガイドラインを策定するとともに、施設の管理者、建築設計事務所及びエスカレーター製造会社(以下併せて「関連事業者」という。)による遵守を徹底させること。</p> <p>また、その効果について検証し、十分な実効性が確保されない場合には、法的整備も含めた更なる対策を検討すること。</p>	<p>消費者安全調査委員会から国土交通大臣への意見を踏まえ、エスカレーターの転落防止対策について、社会資本整備審議会へ諮問され、有識者等による検討を経て、国土交通省がガイドラインを策定するよう、答申が行われる予定(6/15時点)。</p> <p>エスカレーターの側面からの転落防止対策及びハンドレールへの接触予防対策については、個別の建築物ごとに、その利用者などの建築物自体の特性によるリスクを想定した上で、設計者、建築物の管理者等により対策が講じられるべきであることや、具体的な対策例をガイドラインにより示し、関係する業界団体にも周知する予定(6/15時点)。</p>		<p>①平成29年7月1日に山口県内で本件と類似の事故が発生しましたが、業界団体への周知のほかに、ガイドラインが遵守徹底されるようにするための具体的な方策は、どのようにお考えですか。</p> <p>②上記事故に関しては、特定行政庁から貴省への連絡体制が十分機能しなかったと考えられますが、事故情報の収集のあり方について、具体的に検討されていますでしょうか。</p>
NO.2	<p>・一般社団法人日本エレベーター協会(以下「エレベーター協会」という。)に対し、転落防止のための具体的な方策と技術的な仕様等の統一的な基準の整備を促すこと。</p>	<p>転落防止やハンドレールへの接触予防対策等について、具体的な対策例をガイドラインにより示すとともに、エレベーター協会に対して、ガイドラインを踏まえた技術的な対応策を検討するよう依頼する予定(6/15時点)。</p>		
NO.3	<p>② エスカレーターのハンドレールへの接触予防対策について</p> <p>・エスカレーターのハンドレールへの接触は人体が持ち上がる危険性があることから、エレベーター協会に対し、ハンドレールへの接触予防対策について、その標準化に向けた検討を促すこと。</p>	<p>同上。</p>		
NO.4	<p>(2)事業者への指導</p> <p>① 関連事業者に対し、人がエスカレーターのハンドレールに接触し、持ち上がり、転落する危険性について周知徹底すること。</p> <p>既設のエスカレーターを含め、各施設の所有者・管理者に対し、その設置環境に応じて、人のエスカレーター側面からの転落防止対策及びハンドレールへの接触予防対策を積極的に講じるよう促すこと。</p>	<p>1(1)①と同じ</p>		<p>No.1に同じ</p>

番号	意見(平成27年6月26日)	実施状況(平成29年6月15日現在) 国土交通省	実施状況(平成29年6月現在) 消費者庁	確認事項(平成29年8月25日) (消費者安全調査委員会)
NO.5	② 施設の管理者・エスカレーター製造会社等に対し、エスカレーターはその構造上、適切な安全対策を実施した後も 一定のリスクが残ることについて、利用者に向けて具体例を挙げ、継続的に注意・啓発するよう促すこと。	エスカレーターの安全な利用について、 ガイドラインで啓発するとともに、エレベーター協会からの周知啓発を引き続き行うよう、文書で依頼を行う予定(6/15時点)。		
2 国土交通大臣及び消費者庁長官への意見				
NO.6	関連事業者等と連携・協力し、利用者に対してエスカレーターには適切な安全対策を講じた後も依然として事故につながるリスクが残留していること、そのためエスカレーターの安全な利用方法を守ることが重要であること等について、具体例を挙げながら必要な情報提供を行うこと。	1(1)①と同じ	消費者庁では、消費者安全調査委員会からの左記意見を踏まえ、 ・各都道府県・各政令都市に向けて、消費者安全調査委員会の調査報告の概要を、平成27年6月26日に通知を行い、周知しました。 ・事故情報データベースや医療機関ネットワークに寄せられた事故情報に基づき、エスカレーターの事故に関する注意喚起を平成27年7月22日にプレスリリースをしました。併せて保護者に向けて子ども安全メールを発信し、エスカレーターを使用する際の注意点を周知しました。 ・鉄道51事業者及び(一社)日本エレベーター協会などが平成28年7月19日から平成28年8月31日に実施した『エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン』に、国土交通省と共に後援をしました。主催者より、駅貼りポスター6,445枚が掲出され、電車内や駅構内に設置されたディスプレイでの映像放映による注意喚起や、注意喚起のミニチラシをセットしたティッシュの配布が行われ、エスカレーターを使用する際の注意点について広く情報提供しました。 ・消費者庁が平成29年4月26日に発行しました「子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック」において、エスカレーター利用の注意ポイントを掲載し、全国の自治体に配布しています。初版4万部を発行し、今年度は総計で10万部発行する予定です。	